

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領</p> <p>1 目的  <u>公共工事</u>（<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第2条第2項</u>に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴って発生する建設発生土を民間残土受入地及び民間残土処分場（別紙－1「民間受入地登録判断基準」8の民間残土受入地及び民間残土処分場。以下「民間受入地」という。）へ搬出するため必要となる手続等を定め、適正かつ安全に処理することを目的とする。                      これは、他の箇所では不要となった建設発生土を使用して民間受入地の造成を事業者の責任において行うものであり、この登録により <u>公共</u> 工事で発生する建設発生土の搬出を可能とするものである。</p> <p>2 民間受入地の登録申請                      (1)民間受入地の登録申請書(新規申請事業者)                      新規に民間受入地の登録を希望する者（以下「新規申請事業者」という。）は、登録に必要な申請書を民間受入地の所在地を所管する総合事務所 <u>又は</u> 県土整備事務所（以下「事務所」という。）の長へ、以下の書類を添えて提出すること。                      なお、提出部数は2部とする。                      ①～⑬ 略                      ※⑩借地契約書及び⑪⑬同意書については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても相手側に説明を行った上で契約あるいは同意を得ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)事業の承継(承継事業者)                      事業を承継する事業者（以下「承継事業者」という。）は、事業を承継した時点で、民間受入地の変更後の関係法令に係る開発等許可書等の各種許可書の写し、<u>借地契約書</u>、登録取消同意書（様式－2）、民間受入地に隣接する土地の権利者 <u>や</u> 民間受入地がある地区の住民の代表者の同意書、確約書（様式－8）及び民間受入地直下流側地区の同意書のほか必要な書類を添付して事務所へ承継申請書を提出すること。                      なお、関係書類については、(1)民間受入地の（登録・変更・継続・承継）申請書（様式－1）とする。</p>	<p>公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領</p> <p>1 目的  <u>県が発注する建設工事</u>（<u>建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項</u>に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴って発生する建設発生土を民間残土受入地及び民間残土処分場（別紙－1「民間受入地登録判断基準」8の民間残土受入地及び民間残土処分場。以下「民間受入地」という。）へ搬出するため必要となる手続等を定め、適正かつ安全に処理することを目的とする。                      これは、他の箇所では不要となった建設発生土を使用して民間受入地の造成を事業者の責任において行うものであり、この登録により <u>県の建設</u> 工事で発生する建設発生土の搬出を可能とするものである。</p> <p>2 民間受入地の登録申請                      (1)民間受入地の登録申請書(新規申請事業者)                      新規に民間受入地の登録を希望する者（以下「新規申請事業者」という。）は、登録に必要な申請書を民間受入地の所在地を所管する総合事務所 <u>及び</u> 県土整備事務所（以下「事務所」という。）の長へ、以下の書類を添えて提出すること。                      なお、提出部数は2部とする。                      ①～⑬ 略                      ※⑩借地契約書及び⑪⑬同意書については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても相手側に説明を行った上で契約あるいは同意を得ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)事業の承継(承継事業者)                      事業を承継する事業者（以下「承継事業者」という。）は、事業を承継した時点で、民間受入地の変更後の関係法令に係る開発等許可書等の各種許可書の写し、登録取消同意書（様式－2）、民間受入地に隣接する土地の権利者、<u>民間受入地がある地区の住民の代表者の同意書、確約書（様式－8）及び民間受入地直下流側地区の同意書のほか必要な書類を添付して事務所へ承継申請書を提出すること。</u>                      なお、関係書類については、(1)民間受入地の（登録・変更・継続・承継）申請書（様式－1）とする。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 民間受入地の現地調査及び審査                      (1)民間受入地の審査(事務所)                      事務所は、民間受入地の登録申請書、変更申請書又は承継申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。                      また、提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、新規申請事業者、登録事業者又は承継事業者の指導を行うこと。なお、採石場又は砂利採取場に残土を処分する場合は、別紙-1「民間受入地登録判断基準」に定める条件を満たすものに限ること。                      (2) 略</p> <p>4 登録済みの民間受入地                      (1)登録期間内に遵守すべき条件(登録済事業者)                      登録済事業者は、民間受入地の管理運営、防災・安全対策等を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守することを条件とする。                      ①～③ 略                      ④公共工事以外の建設発生土は、搬入しないこと。また、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は搬入しないこと。                      ⑤～⑪ 略</p> <p>(2) 民間受入地の登録を継続する場合(登録済事業者)                      登録期間は1年間とする。                      登録を受けた日から6カ月を超え、最初に到来する1月末時点で、民間受入地として登録されている登録済事業者は、民間受入地の登録申請書の記載事項を再確認し、登録取消同意書(様式-2)及び確約書(様式-8)を添付して継続申請書を提出すること。なお、継続申請書提出時点での受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。                      また、関係書類については、上記2(1)民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書(様式-1)とする。                      (3) 略                      (4) 略                      (5) 略                      (6) 略                      (7) 略</p> <p>5 受入が完了した民間受入地                      (1)民間受入地の受入が完了した場合(登録済事業者)                      登録済事業者は、民間受入地の受入が完了した時点で、民間受入地の完了届(様式-4-1)を提出すること。なお、完了時点の受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。                      また、民間受入地において生じた問題については、登録済事業者の責任及び費用負担において対応しなければならない。</p>	<p>3 民間受入地の現地調査及び書類審査                      (1)民間受入地の書類審査(事務所)                      事務所は、民間受入地の登録申請書、変更申請書又は承継申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。                      また、提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、新規申請事業者、登録事業者又は承継事業者の指導を行うこと。なお、採石場及び砂利採取場の採取跡地に残土を処分する場合は、別紙-1「民間受入地登録判断基準」に定める条件を満たすものに限ること。                      (2) 略</p> <p>4 登録済みの民間受入地                      (1)登録期間内に遵守すべき条件(登録済事業者)                      登録済事業者は、民間受入地の管理運営、防災・安全対策等を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守することを条件とする。                      ①～③ 略                      ④公共事業以外の建設発生土は、搬入しないこと。また、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は搬入しないこと。                      ⑤～⑪ 略</p> <p>(2) 民間受入地の登録を継続する場合(登録済事業者)                      登録期間は1年間とする。                      登録年度から1年目となる年度の1月末時点で、民間受入地として登録されている登録済事業者は、民間受入地の登録申請書の記載事項を再確認し、登録取消同意書(様式-2)及び確約書(様式-8)を添付して継続申請書を提出すること。なお、継続申請書提出時点での受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。                      また、関係書類については、上記2(1)民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書(様式-1)とする。                      (3) 略                      (4) 略                      (5) 略                      (6) 略                      (7) 略</p> <p>5 受入が完了した民間受入地                      (1)民間受入地の受入が完了した場合(登録済事業者)                      民間受入地の受入が完了した時点で、民間受入地の完了届(様式-4-1)を提出すること。なお、完了時点の受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。                      また、民間受入地において生じた問題については、登録済事業者の責任及び費用負担において対応しなければならない。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>6 登録の取消等                      (1) 登録の取消(事務所)                      事務所は、登録済事業者から提出された申請書類に虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合には、民間受入地の登録を取り消し、登録取消通知(様式-7)を登録済事業者へ通知する。なお、登録を取り消された登録済事業者については、新たな登録を行わないこととする。</p> <p>(2) 是正勧告(事務所)                      パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更申請書を提出せずに変更していたことが発覚した場合、軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合又は本要領の定めに抵触することが発覚した場合、事務所は、登録済事業者へ一定期間を設けて、民間受入地の是正勧告通知(様式-6)により是正に必要な勧告又は助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には登録を取り消すこととする。</p> <p>(3) 原形復旧(登録済事業者)                      登録済事業者は、民間受入地としての登録を取り消された場合には、確約書及び登録取消同意書に基づき、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに事務所が指定する残土処分場へ搬出し当該箇所を原形復旧しなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 施行                      この要領は、平成17年3月31日から施行する。                      この要領は、平成17年4月27日から施行する。                      この要領は、平成19年8月1日から施行する。                      この要領は、平成22年1月21日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。                      この要領は、平成22年3月31日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。                      この要領は、平成24年1月30日から施行する。                      この要領は、平成27年4月1日から施行する。                      この要領は、平成28年4月1日から施行する。                      この要領は、令和8年3月18日から施行する。なお、登録済みの民間受入地のコーン指数については従前の例による。</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>6 登録の取消等                      (1) 登録の取消(事務所)                      事務所は、登録済事業者から提出された申請書類に虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合には、民間受入地の登録を取り消し、登録取消通知(様式-7)を登録済事業者へ通知する。なお、登録を取り消された登録済事業者については、新たな登録を行わないこととする。</p> <p>(2) 是正勧告(事務所)                      パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届を提出せずに変更していたことが発覚した場合、軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合又は本要領の定めに抵触することが発覚した場合、事務所は、登録済事業者へ一定期間を設けて、民間受入地の是正勧告通知(様式-6)により是正に必要な勧告又は助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には登録を取り消すこととする。</p> <p>(3) 原形復旧(登録済事業者)                      登録済事業者は、民間受入地としての登録を取り消された場合には、確約書に基づき、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに事務所が指定する残土処分場へ搬出し当該箇所を原形復旧しなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 施行                      この要領は、平成17年3月31日から施行する。                      この要領は、平成17年4月27日から施行する。                      この要領は、平成19年8月1日から施行する。                      この要領は、平成22年1月21日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。                      この要領は、平成22年3月31日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。                      この要領は、平成24年1月30日から施行する。                      この要領は、平成27年4月1日から施行する。                      この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.4

改正後	改正前
<p>様式－1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">民間受入地の（登録・変更・継続・承継）申請書</p> <p>標記について、下記のとおり残土受入地を（登録・変更・継続・承継）したいので、公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領（2の（1）・2の（2）・2の（3）・4の（2））の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～11 略</p>	<p>様式－1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">民間受入地の（登録・変更・継続・承継）申請書</p> <p>標記について、下記のとおり残土受入地を（登録・変更・継続・承継）したいので、公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領（2の（1）・2の（2）・2の（3）・4の（2））の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～11 略</p>
<p>様式－2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">登録取消同意書</p> <p>民間受入地として登録されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていない事が発覚した場合には即時登録取消とされても異議は有りません。</p> <p>また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更 <b>登録を行わず</b>に変更 <b>又は承継にかかる登録を行わず承継</b>していたことが発覚した場合又は安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合に事務所から出される勧告又は助言に対して何ら是正・改善を図らない場合には、登録取消とされても異議は有りません。</p> <p>なお、民間受入地としての登録を取り消された場合は、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧するとともに、その後新たな登録を県が行わないとしても異議は有りません。</p>	<p>様式－2 略</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録取消同意書</p> <p>民間受入地として登録されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていない事が発覚した場合には即時登録取消とされても異議は有りません。</p> <p>また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更 <b>届を提出せず</b>に変更していたことが発覚した場合又は安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合に事務所から出される勧告又は助言に対して何ら是正・改善を図らない場合には、登録取消とされても異議は有りません。</p> <p>なお、民間受入地としての登録を取り消された場合は、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧するとともに、その後新たな登録を県が行わないとしても異議は有りません。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.5

改正後	改正前
<p>様式－3 民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票</p> <p>民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村)</p>	<p>様式－3 民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票</p> <p>民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村)</p>
民間受入地の登録年月日	民間受入地の登録年月日
開発行為等の許可に係る項目	開発行為等の許可に係る項目
許可の種類	許可の種類
許可番号	許可番号
許可年月日	許可年月日
受入地の状況	受入地の状況
受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か	受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か
受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除き、随時可能か	受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除き、随時可能か
受入容量は500m <sup>3</sup> 以上か	受入容量は500m <sup>3</sup> 以上か
受入後の整地は事業者で行っているか	受入後の整地は事業者で行っているか
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか	土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか	受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか
受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか	受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか
残土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていないか	残土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていないか
受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か。縦断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施されているか	受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か。縦断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施されているか
受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか	受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか
国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか	国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか
受け入れた残土が転用されていないか、土砂が搬出されていないか	受け入れた残土が転用されていないか、土砂が搬出されていないか
公共 <b>工事</b> 以外の残土が搬入されていないか	公共 <b>事業</b> 以外の残土が搬入されていないか
産業廃棄物が混入されていないか	産業廃棄物が混入されていないか
受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か	受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か
締固めが適切に行われているか	締固めが適切に行われているか
盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施されているか	盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施されているか
総合判断及び意見	総合判断及び意見
民間受入地として登録することが(適当・不適當)である。	民間受入地として登録することが(適当・不適當)である。
(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。 受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。	(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。 受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。
調査年月日 年 月 日 調査者	調査年月日 <b>平成</b> 年 月 日 調査者

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.6

改正後	改正前
<p>様式-4-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">民間受入地の完了届</p> <p>標記について、下記の民間受入地への受入が完了しましたので、関係図面等を添えて届け出します。                  なお、残土受入地において生じた問題につきましては、自らの責任及び費用負担において対応いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 略                  ※完了状況等がわかる写真を添付すること。</p>	<p>様式-4-1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者 <span style="color: red;">印</span></p> <p style="text-align: center;">民間受入地の完了届</p> <p>標記について、下記の民間受入地への受入が完了しましたので、関係図面等を添えて届け出します。                  なお、残土受入地において生じた問題につきましては、自らの責任及び費用負担において対応いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 略                  ※完了状況等がわかる写真を添付すること。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.7

改正後	改正前
様式-4-2	様式-4-2
民間受入地の完了現地調査票	民間受入地の完了現地調査票
民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村)	民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村)
民間受入地の登録年月日	民間受入地の登録年月日
開発行為等の許可に係る項目	開発行為等の許可に係る項目
許可の種類	許可の種類
許可番号	許可番号
許可年月日	許可年月日
受入地の状況	受入地の状況
受入地の範囲及び盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か	受入地の範囲及び盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か
受入容量は500m <sup>3</sup> 以上か	受入容量は500m <sup>3</sup> 以上か
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないように安全上必要な措置が施されているか	土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないように安全上必要な措置が施されているか
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか	受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか
受入地運営により必要が生じた受入地外の道路や河川・水路等の清掃あるいは補修等が完了しているか	受入地運営により必要が生じた受入地外の道路や河川・水路等の清掃あるいは補修等が完了しているか
産業廃棄物が混入されていないか	産業廃棄物が混入されていないか
その他	その他
総合判断及び意見 民間受入地への受入を完了し登録抹消することが(適当・不適當)である。	総合判断及び意見 民間受入地への受入を完了し登録抹消することが(適当・不適當)である。
(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接 指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。	(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。 調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接 指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。
調査年月日 年 月 日 調査者	調査年月日 平成 年 月 日 調査者

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.8

改正後	改正前
<p>様式-4-3</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p>民間受入地の登録抹消通知書</p> <p>標記について、下記の民間受入地について登録を抹消しましたので通知します。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地</p>	<p>様式-4-3</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長) 印</p> <p>民間受入地の登録抹消通知書</p> <p>標記について、下記の民間受入地について登録を抹消しましたので通知します。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地</p>
<p>様式-5-1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p>民間受入地(登録・変更・継続・承継)通知書</p> <p>年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書について審査した結果、民間受入地として登録します。 については、受入時期が随時可能となるよう受入態勢を整えておいてください。 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録民間受入地への搬出を約束するものではありません。 (担当: )</p>	<p>様式-5-1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長) 印</p> <p>民間受入地(登録・変更・継続・承継)通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書について審査した結果、民間受入地として登録します。 については、受入時期が随時可能となるよう受入態勢を整えておいてください。 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。 (担当: )</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.9

改正後	改正前
<p>様式-5-2</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代 表 者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p>民間受入地(不登録・変更不登録)通知書</p> <p>年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・<u>継続</u>・承継)申請書について審査した結果、下記理由により民間受入地として登録しません。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録しない理由 ○○○○○○○○○○○</p>	<p>様式-5-2</p> <p style="text-align: right;">番 <u>平成</u> 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代 表 者 様 (所在地を所管する事務所の長) <u>印</u></p> <p>民間受入地(不登録・変更不登録)通知書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・承継)申請書について審査した結果、下記理由により民間受入地として登録しません。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録しない理由 ○○○○○○○○○○○</p>
<p>様式-6</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代 表 者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p>民間受入地の是正勧告通知</p> <p>標記について、下記のとおり民間受入地への是正勧告を通知します。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~9 略</p>	<p>様式-6</p> <p style="text-align: right;">番 <u>平成</u> 年 月 号 日</p> <p>事業者名称 代 表 者 様 (所在地を所管する事務所の長) <u>印</u></p> <p>民間受入地の是正勧告通知</p> <p>標記について、下記のとおり民間受入地への是正勧告を通知します。 (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~9 略</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.10

改正後	改正前
<p>様式-7</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長) 印</p> <p>民間受入地の登録取消通知</p> <p>年 月 日付け第 号で登録通知した民間受入地については、下記理由により登録を取消します。                  なお、登録を取消しされた場合は、確約書に基づき、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧してください。                  (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録取消しの理由 ○○○○○○○○○○</p>	<p>様式-7</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>事業者名称 代表者 様 (所在地を所管する事務所の長) 印</p> <p>民間受入地の登録取消通知</p> <p>平成 年 月 日付け第 号で登録通知した民間受入地については、下記理由により登録を取消します。                  なお、登録を取消しされた場合は、確約書に基づき、受入れた残土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧してください。                  (担当: )</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録取消しの理由 ○○○○○○○○○○</p>
<p>様式-8</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者 印</p> <p>確約書</p> <p>民間受入地の登録に当たり、「公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領」を遵守するとともに、下記のとおり対応することを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~3 略                  4 公共工事以外の残土は、搬入しません。また、コーン指数 <u>400</u> kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は搬入しません。                  5~6 略                  7 残土受入後の民間受入地の整地は、自ら行います。                  8~11 略                  12 四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末)の残土受入状況を、各翌月 <u>20</u>日までに残土受入状況報告書により事務所に報告します。                  13~15 略</p>	<p>様式-8</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者 印</p> <p>確約書</p> <p>民間受入地の登録に当たり、「公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領」を遵守するとともに、下記のとおり対応することを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~3 略                  4 公共事業以外の残土は、搬入しません。また、コーン指数 <u>300</u> kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は搬入しません。                  5~6 略                  7 民間受入後の民間受入地の整地は、自ら行います。                  8~11 略                  12 四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末)の残土受入状況を、各翌月 <u>15</u>日までに残土受入状況報告書により事務所に報告します。                  13~15 略</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.11

改正後	改正前																								
<p>様式－9</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">残土受入状況報告書</p> <p>標記について、下記のとおり残土を受入れましたので、<u>公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領4(5)</u>の規定に基づき報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 略</p> <p>7 残土受入状況 (〇〇年〇〇月末 時点)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間受入地の容量</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の既受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の当該四半期の受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の今後受入可能容量</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>その他 報告事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p> <p>(別紙－1)</p> <p style="text-align: center;">民間受入地登録判断基準</p> <p>1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。</p> <p>①～④ 略</p> <p>2 許可等の種類とは、次のとおりとする。(参考「関連法規等」を参照)</p> <p>①鳥取県開発事業の<u>事前調整に係る事務処理要領</u>に基づく同意及び市町村が定める開発事業指導要綱等に基づく同意</p> <p>②～③ 略</p> <p>④地すべり等防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可</p> <p>⑤～⑥ 略</p> <p>⑦宅地造成及び<u>特定盛土</u>等規制法に基づく許可</p> <p>⑧～⑨ 略</p> <p>⑩土砂災害警戒区域等における土砂災害<u>防止</u>対策の推進に関する法律に基づく許可</p> <p>⑪ 略</p> <p>3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。</p> <p>①～② 略</p> <p>③建設発生土搬入後の民間受入地の整地は、事業者で行うこと。</p> <p>④民間受入地の設計については、次のとおりとする。</p>	項目	数量等	民間受入地の容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の既受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の当該四半期の受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の今後受入可能容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	その他 報告事項		<p>様式－9</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(所在地を所管する事務所の長) 様</p> <p style="text-align: right;">事業者名称 代表者</p> <p style="text-align: center;">残土受入状況報告書</p> <p>標記について、下記のとおり残土を受入れましたので、<u>民間受入地の登録申請及び審査要領9</u>の規定に基づき報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 略</p> <p>7 残土受入状況 (平成〇〇年〇〇月末 時点)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間受入地の容量</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の既受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の当該四半期の受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>民間受入地の今後受入可能容量</td> <td>〇〇,〇〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>その他 報告事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p> <p>(別紙－1)</p> <p style="text-align: center;">民間受入地登録判断基準</p> <p>1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。</p> <p>①～④ 略</p> <p>2 許可等の種類とは、次のとおりとする。(参考「関連法規等」を参照)</p> <p>①鳥取県開発事業<u>指導要綱</u>に基づく同意及び市町村が定める開発事業指導要綱等に基づく同意</p> <p>②～③ 略</p> <p>④地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可</p> <p>⑤～⑥ 略</p> <p>⑦宅地造成等規制法に基づく許可</p> <p>⑧～⑨ 略</p> <p>⑩土砂災害警戒区域等における土砂災害対策推進に関する法律に基づく許可</p> <p>⑪ 略</p> <p>3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。</p> <p>①～② 略</p> <p>③建設発生土搬入後の民間受入地の整地は、事業者で行うこと。</p> <p>④民間受入地の設計については、次のとおりとする。</p>	項目	数量等	民間受入地の容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の既受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の当該四半期の受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	民間受入地の今後受入可能容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>	その他 報告事項	
項目	数量等																								
民間受入地の容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の既受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の当該四半期の受入土量 (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の今後受入可能容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
その他 報告事項																									
項目	数量等																								
民間受入地の容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の既受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の当該四半期の受入土量 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
民間受入地の今後受入可能容量	〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup>																								
その他 報告事項																									

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.12

改正後	改正前
<p>(1)「建設発生土処分場<b>造成の手引き</b>」(鳥取県県土整備部技術企画課・公益財団法人鳥取県建設技術センター)に準拠すること。</p> <p>(2)「<b>盛土等</b>防災マニュアル」(国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官)に準拠すること。</p> <p>(3)受入容量が100万m<sup>3</sup>を超える民間受入地については、盛土高20～30m毎に設ける幅広小段の幅を8m以上とし、幅広小段に作業車両等が常時進入できるよう作業道を設けること。なお、安全性及び盛土法面や法面排水路等の維持管理面から、幅広小段はできるだけ幅広に確保することが望ましい。</p> <p>⑤～⑩ 略</p> <p>⑪採石場<b>又は</b>砂利採取場に残土を処分する場合は、民間受入地の容量がそれぞれ認可を受けた埋戻計画に記載されている埋戻量以上となっていないこと。この場合における採石場とは、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、岩石採取計画の認可を受けている岩石採取場で、同法第33条の11の規定により認可が失効しているもの及び同法第33条の12の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。また、砂利採取場とは、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可を受けている砂利採取場で、同法第25条の規定により認可が失効しているもの及び同法第26条の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。</p> <p>⑫民間受入地は、公共事業で発生した残土で、コーン指数<b>400</b> kN/m<sup>2</sup>以上の土砂のみを受け入れることを条件とする。コーン指数<b>400</b> kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は、搬入者により民間受入地以外の場所で、曝気や良質土との混合など必要な対策を行い、コーン指数<b>400</b> kN/m<sup>2</sup>以上を満足した上で受け入れることを条件とする。</p> <p>⑬各同意書については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても説明をおこない同意を得ること。</p>	<p>(1)「建設発生土処分場<b>マニュアル</b>」(公益財団法人鳥取県建設技術センター)に準拠すること。</p> <p>(2)<b>宅地造成については、(1)に加えて</b>「宅地防災マニュアル」(国土交通省都市・地域整備局)に準拠すること。</p> <p>(3)受入容量が100万m<sup>3</sup>を超える民間受入地については、盛土高20～30m毎に設ける幅広小段の幅を8m以上とし、幅広小段に作業車両等が常時進入できるよう作業道を設けること。なお、安全性及び盛土法面や法面排水路等の維持管理面から、幅広小段はできるだけ幅広に確保することが望ましい。</p> <p>⑤～⑩ 略</p> <p>⑪採石場<b>及び</b>砂利採取場の<b>採取跡地</b>に残土を処分する場合は、民間受入地の容量がそれぞれ認可を受けた埋戻計画に記載されている埋戻量以上となっていないこと。この場合における採石場とは、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、岩石採取計画の認可を受けている岩石採取場で、同法第33条の11の規定により認可が失効しているもの及び同法第33条の12の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。また、砂利採取場とは、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可を受けている砂利採取場で、同法第25条の規定により認可が失効しているもの及び同法第26条の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。</p> <p>⑫民間受入地は、公共事業で発生した残土で、コーン指数<b>300</b> kN/m<sup>2</sup>以上の土砂のみを受け入れることを条件とする。コーン指数<b>300</b> kN/m<sup>2</sup>未満の土砂は、搬入者により民間受入地以外の場所で、曝気や良質土との混合など必要な対策を行い、コーン指数<b>300</b> kN/m<sup>2</sup>以上を満足した上で受け入れることを条件とする。</p> <p>⑬各同意書については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても説明をおこない同意を得ること。</p>

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

改正後				改正前					
<p>4 適正な受入価格となっているかの判断については、必要経費等（整地作業、防災対策、環境対策等の経費等）に対して、適正な受入価格となっているかを確認するものとし、技術企画課と協議の上、次表により判断を行う。ただし、採石場又は砂利採取場に残土を処分する場合及び分譲目的であることが明らかな宅地造成の場合については、受入費の徴収は認めないものとする。                      なお、建設発生土運搬車両の運搬土量換算については、公益財団法人鳥取県建設技術センターの運搬土量換算方法を基準とする。</p>				<p>4 適正な受入価格となっているかの判断については、必要経費等（整地作業、防災対策、環境対策等の経費等）に対して、適正な受入価格となっているかを確認するものとし、技術企画課と協議の上、次表により判断を行う。ただし、採石場及び砂利採取場の採取跡地に残土を処分する場合及び分譲目的であることが明らかな宅地造成の場合については、受入費の徴収は認めないものとする。                      なお、建設発生土運搬車両の運搬土量換算については、公益財団法人鳥取県建設技術センターの運搬土量換算方法を基準とする。</p>					
区分	土地造成以外	土地造成	うち分譲宅地造成	採石場又は砂利採取場	区分	土地造成以外	土地造成	うち分譲宅地造成	採石場及び砂利採取場の採取跡地
受入価格	適正な受入価格であることを確認し、技術企画課と協議の上、判断する。	ア、下記①、②を対象とする。 （申請事業者の利益は除く） ① 下記③～⑤については、現場条件により必要に応じて対象とする。 （申請事業者の利益は除く）	受入費の徴収を認めない。 （公共工事の工事間流用と同様の扱い）	受入費の徴収を認めない。	受入価格	適正な受入価格であることを確認し、技術企画課と協議の上、判断する。	ア、下記①、②を対象とする。 （申請事業者の利益は除く） ② 下記③～⑤については、現場条件により必要に応じて対象とする。 （申請事業者の利益は除く）	受入費の徴収を認めない。 （公共工事の工事間流用と同様の扱い）	受入費の徴収を認めない。
<p>①～⑤ 略</p> <p>5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。                      ①民間受入地が公道に接していて、残土受入れ後、容易に出入りができること。                      ②民間受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されるもの。                      ③残土受入れ後、従前の農地としての機能を有しないものとなること。</p> <p>6 <u>公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領</u> 2（1）⑬の近接とは、近接河川等から民間受入地の盛土法尻までの距離が当該盛土高の2.5倍以内となる場合をいう。</p> <p>7 残土の売却及び転用を目的とした民間受入地の登録は認めない。また、受入の完了による登録の抹消までは、受け入れた残土以外の土砂についても、民間受入地から搬出しないことを条件とする。</p> <p>8～9 略</p>				<p>①～⑤ 略</p> <p>5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。                      ①民間受入地が公道に接していて、残土受入れ後、容易に出入りができること。                      ②民間受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されるもの。                      ③残土受入れ後、従前の農地としての機能を有しないものとなること。</p> <p>6 <u>民間受入地の登録申請及び審査要領</u> 2（1）⑬の近接とは、近接河川等から民間受入地の盛土法尻までの距離が当該盛土高の2.5倍以内となる場合をいう。</p> <p>7 残土の売却及び転用を目的とした民間受入地の登録は認めない。また、受入の完了による登録の抹消までは、受け入れた残土以外の土砂についても、民間受入地から搬出しないことを条件とする。</p> <p>8～9 略</p>					

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.14

改正後				改正前			
別添 民間受入地の事業者名称 民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村) パトロール年月日				別添 民間受入地の事業者名称 民間受入地の事業者名称 代表者名 民間受入地の場所 市(郡) 町(村) パトロール年月日			
調査内容		問題あり	問題なし	調査内容		問題あり	問題なし
受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か				受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か			
受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除き、随時可能か				受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除き、随時可能か			
受入容量は500m3以上か				受入容量は500m3以上か			
受入後の整地は事業者で行っているか				受入後の整地は事業者で行っているか			
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか				土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか			
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか				受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか			
受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか				受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか			
残土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていないか				残土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていないか			
受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か。縦断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施されているか				受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か。縦断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施されているか			
受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか				受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか			
国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか				国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか			
受け入れた残土が転用されていないか、土砂が搬出されていないか				受け入れた残土が転用されていないか、土砂が搬出されていないか			
公共 <b>工事</b> 以外の残土が搬入されていないか				公共 <b>事業</b> 以外の残土が搬入されていないか			
産業廃棄物が混入されていないか				産業廃棄物が混入されていないか			
受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か				受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か			
締固めが適切に行われているか				締固めが適切に行われているか			
盛土法面は適正な処理(法面保護)がされているか				盛土法面は適正な処理(法面保護)がされているか			
盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施されているか				盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施されているか			
調査内容に対する問題点				調査内容に対する問題点			

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.15

改正後	改正前
<p>(注) 受入地の状況がわかる写真（全景写真等）を添付すること。                      問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。                      受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。</p> <p>報告年月日                    年    月    日                      地方機関名                      調査者</p>	<p>(注) 受入地の状況がわかる写真（全景写真等）を添付すること。                      問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。                      受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。</p> <p>報告年月日                    平成   年    月    日                      地方機関名                      調査者</p>

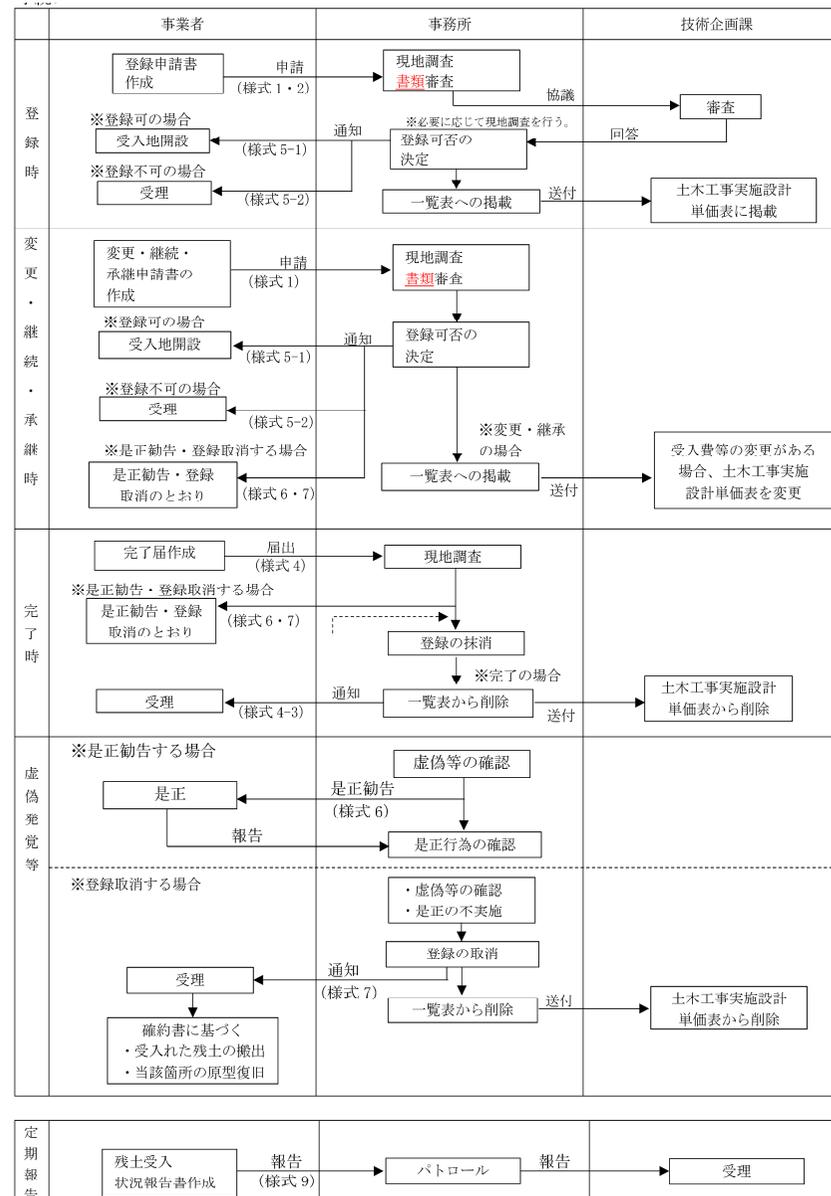
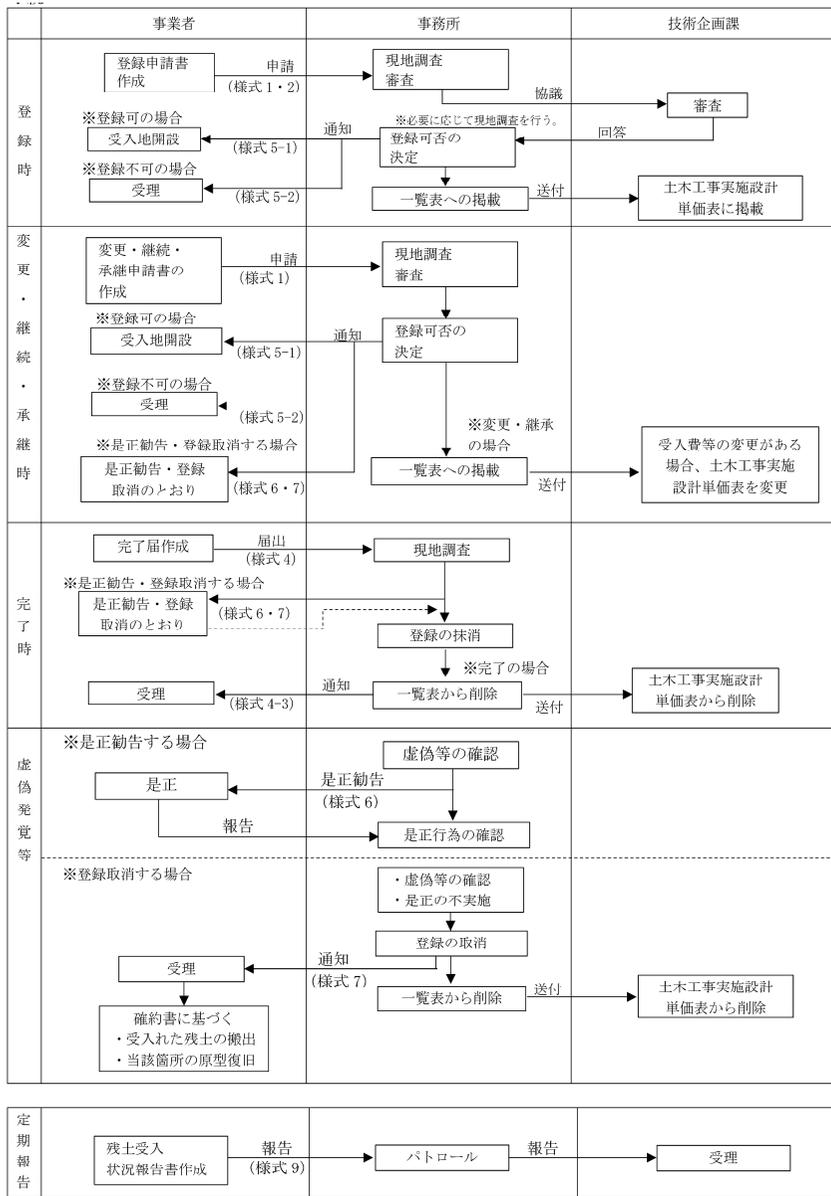
# 公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

改正後

改正前

(別紙-2)  
手続フロー

(別紙-2)  
手続フロー



公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領 新旧対照表

No.17

改正後	改正前
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>関連法規等</p> <p>○開発許可には、都市計画法及び鳥取県開発事業の<u>事前調整に係る事務処理要領</u>に基づいた開発許可等が考えられるが、開発面積等によって許可等が不要な場合がある。 開発許可等が不要な場合は、下記の関係法令等に抵触しないかの照会回答文書を添付させる。</p> <p>1 土地利用計画関係</p> <p>①鳥取県開発事業の<u>事前調整に係る事務処理要領</u>に基づく同意及び市町村が定める開発事業指導要綱等に基づく同意</p> <p>②都市計画法</p> <p>③農地法</p> <p>④農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>⑤建築基準法</p> <p>2 自然環境保全関係</p> <p>①自然公園法</p> <p>②都市緑地法</p> <p>③鳥獣の<u>保護及び管理並びに狩猟の適正化</u>に関する法律</p> <p>④森林法</p> <p>⑤都市公園法</p> <p>⑥自然環境保全法</p> <p>3 防災関係</p> <p>①河川法</p> <p>②地すべり<u>等</u>防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)</p> <p>③砂防法</p> <p>④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <p>⑤宅地造成<u>及び特定盛土</u>等規制法</p> <p>⑥土砂災害警戒区域等における土砂災害<u>防止</u>対策の<u>推進</u>に関する法律</p> <p>4 その他<u>法規</u></p> <p>①その他、当該民間受入地において影響すると思われる関係法</p> <p>②国有財産用途廃止付替申請書(公有水路、里道の用途廃止届)に関する協議済文書</p> <p>③事業者と市町村との公害防止等に関する協定書及び同意書</p> <p>5 <u>関係基準</u></p> <p>①<u>建設発生土処分場の手引き(鳥取県県土整備部技術企画課・公益財団法人鳥取県建設技術センター)</u></p> <p>②<u>盛土等防災マニュアル(国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官)</u></p>	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>関連法規等</p> <p>○開発許可には、都市計画法及び鳥取県開発事業<u>指導要綱</u>に基づいた開発許可等が考えられるが、開発面積等によって許可等が不要な場合がある。 開発許可等が不要な場合は、下記の関係法令等に抵触しないかの照会回答文書を添付させる。</p> <p>1 土地利用計画関係</p> <p>①鳥取県開発事業<u>指導要綱</u>に基づく同意及び市町村が定める開発事業指導要綱等に基づく同意</p> <p>②都市計画法</p> <p>③農地法</p> <p>④農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>⑤建築基準法</p> <p>2 自然環境保全関係</p> <p>①自然公園法</p> <p>②都市緑地<u>保全</u>法</p> <p>③鳥獣保護狩猟に関する法律</p> <p>④森林法</p> <p>⑤都市公園法</p> <p>⑥自然環境保全法</p> <p>3 防災関係</p> <p>①河川法</p> <p>②地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)</p> <p>③砂防法</p> <p>④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <p>⑤宅地造成等規制法</p> <p>⑥土砂災害警戒区域等における土砂災害対策推進に関する法律</p> <p>4 その他</p> <p>①その他、当該民間受入地において影響すると思われる関係法</p> <p>②国有財産用途廃止付替申請書(公有水路、里道の用途廃止届)に関する協議済文書</p> <p>③事業者と市町村との公害防止等に関する協定書及び同意書</p>